

山形県漁業調整規則をここに公布する。

山形県漁業調整規則

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 漁業の許可（第5条—第32条）
 - 第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第33条—第45条）
 - 第4章 漁業の取締り（第46条—第49条）
 - 第5章 雑則（第50条—第54条）
 - 第6章 罰則（第55条—第58条）
- 附則

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第34条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 刺し網（次条第2項第5号及び第12号に掲げるものを除く。）
 - (2) い繰網
 - (3) えりやな類
 - (4) ももひき網
 - (5) 地びき網（瀬びき網を含む。）
 - (6) やつめうなぎ笠(せん)
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- (1) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
 - (2) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
- 3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕の種類（水産動植物の採捕を漁具又は漁法により区分したものをいう。）
 - (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
 - (4) 漁具の数及び規模
 - (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が第11条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
 - (2) 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に参入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (4) 許可の有効期間
 - (5) 条件
 - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第9条第2項、第10条第2項及び第3項、第14条、第21条第3項、第23条、第24条並びに第27条から第31条までの規定は、採捕の許可について準用する。この場合において、第10条第2項、第14条第2項、第23条第1項及び第2項並びに第24条第1項中「海区漁業調整委員会」とあるのは、「内水面漁場管理委員会」と読み替えるものとする。

（漁具漁法の制限及び禁止）

第35条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
 - (2) 刺し網によりいしなぎをとることを目的とする漁法
- 2 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。
- (1) 巻持網で土、木、石又は竹をもって寄手を建設して行う漁法
 - (2) うなわ（うなわ類似のもの又はゴロ押しを含む。）
 - (3) う飼
 - (4) 板押
 - (5) 刺し網を移動しないよう敷設してさくらます（ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるもの（以下「やまめ」という。）を除く。以下同じ。）をとることを目的とする漁法
 - (6) 水中に電流を通じてする漁法
 - (7) 瀬干及びすがぜめ
 - (8) 火光を利用する漁法
 - (9) 箱せん及びびんせん
 - (10) やすで、こい又はさくらますをとることを目的とする漁法
 - (11) かき倉（たな倉、ため又はかまを含む。）
 - (12) 刺し網を2枚以上重ねてする漁法

第36条 内水面において次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合にあっては、当該漁具又は漁法は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範囲
さくらますをとることを目的とする地びき網	網の全長 270メートル以下
地びき網（さくらますをとることを目的とする地びき網を除く。）	網の全長 150メートル以下

（禁止区域等）

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

区域	期間
月光川	全区域（支流、小支流及び小々支流を含む。）
日向川	河口から上流酒田市穂積地内日向橋上流端までの区域

最上川	鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ800メートルまでの区域	10月1日から翌年1月31日まで
	最上郡舟形町堀内地内堀内橋上流端から下流600メートルの地点から下流1,400メートルまでの区域	
	北村山郡大石田町豊田地内亀井田橋上流端から下流1,200メートルまでの区域	
	乱川との合流点から上流200メートル、下流400メートルまでの区域	
	寒河江川との合流点から上流及び下流それぞれ600メートルまでの区域	
	上郷発電所ダム軸線から上流300メートル、下流190メートルの軸線との平行線までの区域（魚道を含む。）	周年
京田川	最上川との合流点の左右両岸に設置した標柱から上流500メートルまでの区域	10月1日から翌年1月31日まで
相沢川	最上川との合流点から上流酒田市石名坂地内大石橋上流に設置された落差溝上流端から上流100メートルまでの区域	
鮭川	最上川との合流点から上流最上郡戸沢村地内東日本旅客鉄道株式会社陸羽西線鉄橋上流端までの区域	
最上小国川	最上川との合流点から上流1,000メートルまでの区域	
丹生川	最上川との合流点から上流600メートルまでの区域	
村山野川	最上川との合流点から上流荷口川との合流点までの区域	
小見川	荷口川との合流点から上流2,000メートルまでの区域	
乱川	最上川との合流点から上流押切川との合流点までの区域	
押切川	乱川との合流点から上流天童市今町地内今町橋上流端までの区域	
寒河江川	最上川との合流点から上流600メートルまでの区域	

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物	期間	区域
あゆ	11月1日から翌年6月30日まで	内水面
いわな（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	
いわな（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年3月31日まで	
うなぎ（全長13センチメートルを超え30センチメートル以下のものに限る。）	周年	
さくらます	9月1日から翌年2月末日まで	
さけ（体長18センチメートル以下のもの）	周年	

のに限る。)		
さけ	周年	内水面
にじます (全長15センチメートル以下のものに限る。)		
はたはた (体長6センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
ひめます (全長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
ひめます (全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで	
ます (体長18センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
まだい・ちだい (体長6センチメートル以下のものに限る。)		
やまめ (全長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
やまめ (全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで	
やつめうなぎ (全長30センチメートル以下のものに限る。)	周年	
やつめうなぎ (全長30センチメートルを超えるものに限る。)	5月10日から6月30日まで	
あわび (殻長10センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
あわび (殻長10センチメートルを超えるものに限る。)	9月1日から11月30日まで	
かき (殻長8センチメートル以下のものに限る。)	周年	
さざえ (殻蓋長径2.5センチメートル以下のものに限る。)		

2 何人も、はたはたの産んだ卵を採捕してはならない。

3 何人も、内水面において、いわな、かじか、さくらます、さけ、にじます又はやまめの産んだ卵を採捕してはならない。

4 前3項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
(河口付近における採捕の制限)

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、網漁具により水産動植物を採捕してはならない。

河川	区域	期間
鼠ヶ関川	次のイの線、ロの線間における最大高潮時海岸線 (以下「海岸線」という。) から400メートル以内の区域内の海面 (方位は、真方位とする。以下この表において同じ。) イ 鼠ヶ関港南防波堤灯台を中心とする半径200メートルの円と海岸線との交点のうち同灯台から南側の交点から310度の線 ロ 同港北防波堤灯台を中心とする半径200メートルの円と海岸線との交点のうち同灯台から北側の交点から310度の線	10月1日から12月31日まで
庄内小国川	次のイの線、ロの線間における海岸線から400メートル以内の区域内の海面	

	<p>イ 河口左岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同左岸から南側の交点から305度の線</p> <p>ロ 河口右岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同右岸から北側の交点から305度の線</p>	
温海川	<p>次のイの線、ロの線間における海岸線から400メートル以内の区域内的の海面</p> <p>イ 河口左岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同左岸から南側の交点から300度の線</p> <p>ロ 河口右岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同右岸から北側の交点から300度の線</p>	
五十川	<p>次のイの線、ロの線間における海岸線から400メートル以内の区域内的の海面</p>	
三瀬川	<p>イ 河口左岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同左岸から南側の交点から305度の線</p> <p>ロ 河口右岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同右岸から北側の交点から305度の線</p>	
赤川	<p>次のイの線、ロの線間における海岸線から1,000メートル以内の区域内的の海面</p> <p>イ 河口左岸を中心とする半径800メートルの円と海岸線との交点のうち同左岸から南側の交点から288度の線</p> <p>ロ 河口右岸を中心とする半径800メートルの円と海岸線との交点のうち同右岸から北側の交点から288度の線</p>	9月25日から12月31日まで
最上川	<p>次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次結んだ線並びに海岸線によって囲まれた区域内的の海面</p> <p>イ 最上川右岸導流堤突端</p> <p>ロ イの点から297度30分1,200メートルの点</p> <p>ハ ニの点から282度30分1,200メートルの点</p> <p>ニ 最上川左岸海岸線上イの点から左に1,200メートルの点</p>	
日向川	<p>次のイの線、ロの線間における海岸線から500メートル以内の区域内的の海面</p> <p>イ 河口左岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同左岸から南側の交点から291度の線</p> <p>ロ 河口右岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同右岸から北側の交点から291度の線</p>	9月25日から翌年1月31日まで
月光川	<p>次のイ、ロ及びハの各点を順次結んだ線、海岸線、吹浦港南第3防波堤並びに同防波堤突端とイの点を結んだ線によって囲まれた区域内的の海面</p> <p>イ 吹浦港南第3防波堤基部から同防波堤の延長線（以</p>	10月1日から翌年1月31日まで

	下「第3防波堤延長線」という。)上1,000メートルの点 ロ ハの点からイの第3防波堤延長線に平行な線上1,000メートルの点 ハ 吹浦港南防波堤突端から5度350メートルの点	
--	--	--

(遡河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第40条 遡河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第41条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿(さお)釣及び手釣
- (2) たも網及び又(さ)手網
- (3) やす(船を使用しないものに限る。)
- (4) 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第42条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。
(試験研究等の適用除外)

第45条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間

(9) 条件

- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 8 第26条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。